

平成23年第1回竹原市議会臨時会会議録

平成23年1月26日開会

(平成23年1月26日)

議席順	氏 名	出 欠
1	山 元 経 穂	出 席
2	高 重 洋 介	出 席
3	井 上 美 津 子	出 席
4	山 村 道 信	出 席
5	大 川 弘 雄	出 席
6	道 法 知 江	出 席
7	宮 原 忠 行	出 席
8	片 山 和 昭	出 席
9	北 元 豊	出 席
10	稲 田 雅 士	出 席
11	松 本 進	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	脇 本 茂 紀	出 席
14	小 坂 智 徳	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 宮 地 憲 二

議会事務局係長 笹 原 章 弘

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	小 坂 政 司	出 席
副 市 長	三 好 晶 伸	出 席
教 育 長	前 原 直 樹	出 席
総 務 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
総 務 課 長	桶 本 哲 也	出 席
情 報 化 推 進 室 長	平 田 康 宏	出 席
企 画 政 策 課 長	豊 田 義 政	出 席
財 政 課 長	塚 原 一 俊	出 席
税 務 課 長	久 重 雅 昭	出 席
会 計 管 理 者	大 下 建 宗	出 席
監 査 委 員 事 務 局 長	堀 川 豊 正	出 席
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	桶 本 哲 也	出 席
市 民 生 活 部 長	中 沖 明	出 席
市 民 健 康 課 長	森 野 隆 典	出 席
ま ち づ ぐ り 推 進 課 長	大 澤 次 朗	出 席
文 化 生 涯 学 習 室 長	西 口 広 崇	出 席
忠 海 支 所 長	森 野 隆 典	出 席
人 権 推 進 室 長	中 沖 明	出 席
福 祉 課 長	大 宮 庄 三	出 席
子 ども 福 祉 室 長	井 上 光 由	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
産 業 振 興 課 長	中 川 隆 二	出 席
観 光 交 流 室 長	堀 信 正 純	出 席
建 設 課 長	柏 本 浩 明	出 席
都 市 整 備 課 長	有 本 圭 司	出 席
区 画 整 理 室 長	山 元 立 志	出 席
下 水 道 課 長	大 田 哲 也	出 席
農 業 委 員 会 事 務 局 長	西 原 正 教	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	新 谷 寿 康	出 席
教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	亀 井 伸 幸	出 席
教 育 委 員 会 教 育 振 興 課 長	新 谷 寿 康	出 席
水 道 課 長	前 本 憲 男	出 席

付議事件は下記のとおりである

- 日程第 1 議席の一部変更について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名について
- 日程第 3 会期の決定について
- 日程第 4 諸般の報告
 - (1) 議員の辞職について
 - (2) 竹原市議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 5 議案第 1 号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 6 議案第 2 号 竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 7 議案第 3 号 竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
について
- 日程第 8 議案第 4 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 5 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 日程第 10 議案第 6 号 平成 22 年度竹原市一般会計補正予算 (第 5 号)

午前10時00分 開会

議長（脇本茂紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回竹原市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1

議長（脇本茂紀君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

今回新たに山村道信君が御当選になられたことに伴い、議席の一部を変更いたしたいと思います。その議席番号と氏名を事務局職員から朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） ただいま事務局職員が朗読いたしましたとおり、議席を指定いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

日程第2

議長（脇本茂紀君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において松本進君、井上美津子さんを指名いたします。

日程第3

議長（脇本茂紀君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会期は本日1日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4

議長（脇本茂紀君） 日程第4、諸般の報告を行います。

昨年12月22日、宗政信之議員から辞職したい旨の願い出がありました。同日、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしましたので、会議規則第97条第2項の規定により報告いたします。

次に、繰り上げ当選されました山村道信議員を、1月12日、委員会条例第8条第3項の規定により、議長において総務文教委員会委員に選任いたしましたので、報告いたします。

以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第5

議長（脇本茂紀君） 日程第5、議案第1号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第1号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市教育委員会委員のうち河埜内鈴子委員が、平成23年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、引き続き同氏を選任いたしたいと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

河埜内氏は、昭和46年4月岩国市立通津小学校教諭の職につかれ、昭和47年4月から防府市私立朝日保育園に保育士として勤務されました。また、平成13年8月から平成15年7月の間、竹原市文化財保護委員に就任され、人格高潔にして教育文化及び学術に関し深い識見を有されており、教育委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） 12月議会のほうでも問題提起といいますが、お願いをさせていた

だいたんですけれども、先般、総務文教委員会へ傍聴に行っておりまして、竹原中学校の教育荒廃の問題に対応するための補正予算、これが提案をされていたわけであります。

非常に今日、教育をめぐる問題がですね、かつて吉名中学校における教育荒廃、ここで未解決のまま、一昨年でしたか、市営住宅における不幸な事件を招いてきたわけでありませう。それで、中通小学校の教員の問題に関しましても、同僚議員、あるいは先輩議員と一緒に教育委員会へ傍聴に参りました。

教育委員さんの、その教師の荒廃といいますかね、これに対してなかなか明確なメッセージが伝わってこなかったと、このように私は感じましたし、また同僚議員、先輩議員の方々からもそうした、どう言いますかね、問題意識を感じたんだというようなお声をお聞きいたしました。

それで、ちょっと例は違います。例は違いますけれども、いわゆる行政委員会、これが果たして何のためにあるんだろうかと、こういうふうな問題提起がですね、きょうの朝日新聞なんですけれども、これは選挙管理委員に対する問題提起といいますかね、ちょっと読ませていただきたいと思います。「政治参加へ、選管委員に聞きたい」と、京都市の下条区の方でございます。読ませていただきます。「ことは統一地方選挙が行われる。私は、障害者、高齢者の政治参加を考える会にかかわっている。これまで会では、行政区の選挙管理委員会に幾つかの要望を出してきた。車いすが使いにくい投票所の改善や投票カーの巡回、郵便投票の簡易化など、いずれも障害者や高齢者には切実な願いである。交渉相手はいつも選挙管理委員会の事務局、つまり市職員で、希望しても選挙管理委員には一度も会えなかった。選挙管理委員にどんな権限があるのか質問しても明確な返事はなく、月に1回程度会議を開いているが、選挙にかかわる不正監視が主な仕事だという。有権者の政治参加を促すための活動や企画、実態把握、投票行動をサポートする進言などに時間が費やされた様子はない。投票所の設置や投票率の向上も選挙管理委員の立派な仕事ではないのか。自治体によって違いはあるが、委員の多くは議長経験者で、高額報酬が支払われている。交渉の席で経緯を聞いていた高齢の障害者は「事務局が実務のほとんどをしているのなら、選挙管理委員はお飾りということやね」と締めくくった。法律で身分を保障されている選挙管理委員は選挙の公正とともに、有権者の政治参加にも目を向けてほしい」と、こうなんです。

要は、お飾りと言われるような行政委員会であるならば、私はやはり今日段階、さまざまな形で我々議会に対してもさまざまな市民の批判があり、かつては30名であった議員

定足数、ついに14名まで、ここまでしてきたわけですね。とりわけですね、過去何度か竹原市における教育荒廃の問題が引き起こされ、そして、なかなか教育再生ということが確信として持てない中で、やはり今日段階、教育委員に課せられた責務というのは極めて重要な問題があると思うわけであります。国においても、各種の国会の選任同意案においては、さまざまな形で委員会とか、そうした中で推選同意を得る者の意見の表明等がなされておるわけであります。

先般の議会におきましても、私は市長と議長のほうにもお願いをさせていただきましたけれども、まだ時間がないということもあって、なかなか検討の時間的余裕、結論を得るということは難しいかもわかりません。しかし、恐らくは、これからそれぞれの学区における保護者の方、教育委員さんへの御相談なり、そうしたこともある場面もあるやもわかりませんし、また、事務局に対しての教育委員の経験と識見、これでもってリーダーシップを発揮していかなければならない場面も多く出てくるのではなかろうかと、このように考えるわけであります。

私はですね、やはりこれから行政委員会、とりわけ教育委員会におきましては、やはり市民の代表である我々の前で少なくとも意見の表明とかですね、そして、今抱えておる教育荒廃の問題、あるいは学校の適正配置等々にかかわる、まさに竹原市の今日における教育行政の根幹に関する問題については、私はこう考えると、だから教育委員という重責を果たしたいんだと、とりわけそれが2期目、3期目ということになってくれば、私はそれだけの決意と覚悟というものが教育委員さんにも求められておるのが今日の竹原市における教育の現状ではなかろうかと、こう考えておるわけであります。

「ただ単にお飾りなんですね」と、こう言われるような教育委員であったとするならば、それはまさに、それに対して選任を同意した我々議会の責任でもあるし、その議会を構成する私の責任でもあるわけであります。どこでもって同意をすべきか、あるいはその拒否をすべきか、これに対するまさに判断のしようがないわけであります。

翼賛議会とか、あるいは単なる追認機関としての議会のありようもまた今日段階見直さなければならない、そういう時代状況なんだと、このように考えるわけであります。

この点に関しまして、教育長のほうからどのようにお考えになっておられるか、御所見をお伺いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 答弁を願います。教育次長。

教育委員会教育次長（新谷寿康君） このたびの教育委員会の人事案件については、

(7番宮原忠行君「声が悪いんじゃないか。悪いなら教育長が答弁すりゃええじゃないか」と呼ぶ)

教育委員会教育次長(新谷寿康君) あの

(7番宮原忠行君「教育長もお飾りかいの」と呼ぶ)

教育委員会教育次長(新谷寿康君) この教育委員として、この4年間教育委員会議と学校等の訪問、懇談会等に出席をいただき、委員さんを通じて住民の皆さんの考え方を施策に反映をしていただいたものと考えております。

今回も引き続き委員としてのお力をいただきたいとのことの中で、現在当面する、教育行政の直面する課題、とりわけ小・中学校の適正配置、幼稚園の適正配置、学校のICTの環境の充実、学校施設の耐震化の推進、食育推進について、学校等の実情、地域住民の皆さんの御批判、意見、批判、要望について住民の目線で全力で取り組んでいくことの意味表示を委員さんからいただいたところでございます。

それぞれの地域の特性に応じ、個性豊かな住民に密着した行政を推進する自主性、主体性を有されており、教育委員としての適任であるものと教育委員会では考えておるところでございます。

以上です。

議長(脇本茂紀君) 7番。

7番(宮原忠行君) あのですね、教育委員会をめぐる問題につきましては、給食配送業務の契約等々につきましてもさまざまな形で、ある意味で言えば、非常に関係者といえますか、そしてまた、関係者の動きによってそうした情報に接した市民が広く疑心といえますか、疑念いいますかね、疑いの思いを持っておる、そういう状況なんですよ。

私は、いろいろ言われておるような問題は恐らくないであろうと信じたいし、信じておるつもりですけどね。

もし次長がそう思われるのならば、ここに来て、「どうぞ私は竹原中学校の教育問題をこう考えております、こうしたいんです」と、それで「学校適正配置についてもこう考えております」と言ったって一つもおかしくないじゃないですか。まさにここにあるですよ、私別にあなたがのどの調子が悪いから、だからあえて教育長に答弁を求めておるわけでしょう。

それで、もっと言いますとね、教育委員さんは、すべての教育委員さんじゃありませんよ、例えば卒業式とか入学式に行つてね、どういうふうなあいさつをされておるかという

と、子供たちを前にしてですよ、「言わなきゃならないときには意見をはっきり言いなさいよ」と、「悪いことをしょうる子がおったら悪いと言いなさいよ」と言ようるわけですよ。なぜここへ来てね、「私はこういう問題意識を持って、そのために決意と覚悟を持って当たっていくんだ」と、「どうぞ選任に同意してください」ということが言えないんですかね。

我々の存在しないところでいろいろとおっしゃっておる、発言もしておられる。お聞きしたいことは幾らでもありますよ、教育委員さんに。批判にさらされて、その中でお互いが批判と反批判、そうしたものを繰り返していく中で、ある意味で正しい方向といいますかね、そういうものが出るんじゃないでしょうかね。批判のないところではですよ、好き放題言っていらっしゃる。例えば機構改革についても、教育委員会から市長部局へ来たことについても、教育委員さんにお聞きしたいことはある。たった14名の議員の前に来てですよ、私はこう思うんだということの意見表明がもしなされないとするならば、しよせん、あなた方のかいらいと、ここへ書いておるようなね。選挙管理委員会に、そうですけどね。そうじゃないんですか。追認機関ならどうなんでしょう。

そして、ほぼ前回の選任同意案の中からも問題提起が委員会でありましたよね、例えば世襲制になっておるんじゃないかとか、ほぼ同じところからずっと来てですよ、ある意味で言や、名誉職いいますかね、そうでしょう。あんた方が、もっと言えば事務局がしたことに対して追認をするだけの教育委員会であるとするならば、まさに形骸化していると断定をされてもやむ得ないんじゃないでしょうかね。皆さんそれぞれ、私は資質に問題がある言ようるんじゃないですよ。それぞれ立派な方でしょう。そうであればこそなおのこと、やはりここへ来てみずからの信念を持って選任同意を求めるということがあったって別に法律違反でも何でもないと私はこのように考えるわけであります。

教育長に答弁を求めておるにもかかわらず教育次長が答弁をする。まさに、まさにですよ、お飾りという批判に対して、我々もまた市民に対して反論のしようがないですよ。そうでしょう。

そして、ある日突然、竹原中学校の教育荒廃の問題が出てくる話、それまではええのええの、いろんな審議を通して述べられて、ああ、竹原中学校、竹原市の教育はすばらしいんだなと思ったりや、いつの間にかひょこっと補正予算で、それも国の緊急経済対策にある意味乗っかっての補正予算がまた出てきようるわけですから。

もちろん我々議会のほうもいろいろと議会としての合意形成といたしますか、努力をして

いかなきゃならんとは考えておりますけれども、やはりこれまでの竹原市の教育荒廃、そして、その教育荒廃の中から人の命を奪うという悲劇まで生み出してきた歴史的な重みを考えるとすれば、私はやはり今日段階、教育委員、市民の代表である議会の前でその決意と覚悟を持って選任の同意を求めるということでなければならぬと考えております。

改めて教育次長、教育次長はのどがあれですから、聞き取りにくうもあるんで、改めて教育長のほうから一定の御意見をお伺いしたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 教育長。

教育長（前原直樹君） 教育委員会、教育長、そして事務局、この役割と任務につきましては、地方教育行政の組織及び運営のとおりでございます。それぞれがそれぞれの機能を果たさないといけないということになっており、決して事務局が先行して物事ができるようにはなっておりません。また、教育長がそれを推進するということもできないという規定になっております。

そこで、最終的な判断は、方向性、予算、人事、さまざまにおいて教育委員会の合議のもとに行うというのが教育委員会組織の公平性、そして調整性といましようかね、安定性、そういうものを確保しているというふうに思っております。

さまざまところで教育委員会としての資格が問われているところでございますし、また、その活性化が問われ、教育委員会不要論まで出ているのが現状だと思っております。

そういう中で、新たに法律の改正等々によって活性化させようというところで保護者の代表も入ってきておるといのが現状でございます。

先ほど教育次長のほうから答弁がありましたように、さまざまところで皆さん方に御指導、御鞭撻をいただきながら、竹原市の教育の課題解決に向けて努力しておるといところについては、教育委員すべて同一認識でございます。

今、選任していただいております河埜内氏につきましては、1期務めていただいておりますけれども、慎重に物事を見きわめて子供の幸せを大前提に考えて教育を推進していこうという中身づくりに御尽力いただいているというふうに私は受けとめておるところでございます。

先ほど来、補正予算等々の話もありますけれども、その問題が拡大しないように未然に解決する方法はないかというところでの補正予算等々もお願いしているところでございまして、これについても教育委員の皆さん方の同意を得て補正予算も出させてもらったという

ところでございます。なお一層皆様方の御信託にこたえられるようなところで教育委員会のあり方を見直しながら、より適正に執行していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 頑張っておられるんでしょう。しかしね、いろんな教育ね、研究集會いうか、も行きますよ、私もね。どちらかという、例えば子供たちに対して、雑談しようりゃ集中せいと、こう言いますわね。私は結構雑談したりとかいうのもこの目で見えてくるわけですよ。それでまあいろいろ支障があるから、どことは言わないけれども、例えば公民館の人事をめぐってもいろいろと問題提起をされておるところもあるわけよ。それで、住民が教育委員のところへ行く、教育委員じゃどうもならんけ、こんな市議会議員の先生に言ってくれやと、立場上、敵つくれんけんとか、いろいろな話もあるから私はあえて言ようる。

じゃ、そうしたことを出せ言われるなら、3月の一般質問なりなんなりでさせていただいてもよろしい。教育次長や教育長がまさにそこまでおっしゃられるならば、なぜ決意表明いうか、教育委員としてこういう決意と覚悟を持ってこれからやっていくんだということの意見表明がでんのか、私はどうしても得心がいかない。あなた方がそうやって守れば守るほど、ここに出るとような、なかなか保護者とか地域でいろいろ学校教育なりなんなりで心配をされておられる方々の声いうのはなかなか届かんのじゃないかと、こういう思いは、思いといいますかね、疑念はやっぱり吹っ切れませんよ。

私は、ですから、そうした議会で同意を求めますから、本来ならば、その人が持つておる今までの、とりわけ再任の教育委員でありますから、こういうことで頑張ってきた、そしてまた、与えられた任期こう頑張るんだということの意見表明をできるようにお互い努力をしたらどうかいうことを言ようりますけんの。それもできんということなら、判断できんのじゃからな、判断できんわけですよ。いやいや、それはええんじやと、出してきたんじやけ、提案してきたんじやけ追認すりゃええんよということならええんですよ。

ですから、前回、総務部長が教育委員会に振ったときも、突っ込もうか思うたんじやが突っ込まんかっただけのことですよ。前回も苦い経験があるわけですよ。これ今の段階でちょっと出すのは、後出しじゃんけんみたいな形になるから出すことは控えさせていただ

きますけどね。

私とすれば、残念ながら責任を持って市民から負託をされた議員として市民に成りかわって、なかなか判断ができんということになりゃ、これはもうしようがないということになりますよね。そうでしょう。なぜ、なぜですよ、おおよそ教育にかかわることですから、しゃんしゃんということじゃなくて、まさにその人の全人格を持って承認を、あるいは選任を、選任同意をしていただけるような状況をおつくりになられんから残念だなど、こういうふうに考えます。もう答弁結構ですから。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） 2度にわたりましていろいろ問題提起をさせていただいたと。少なくとも主権者たる市民の代理人といえますか、として責任を持って同意の判断をすることができませんので、今日段階においては反対と、こういうことで私の討論を締めくくりたいと思います。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第6

議長（脇本茂紀君） 日程第6、議案第2号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第2号竹原市教育委員会委員の任命につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市教育委員会委員のうち梅田一榮委員が平成23年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、引き続き同氏を選任いたしたいと考え、地

方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

梅田氏は、昭和56年2月、株式会社竹原自動車学校に入社され、昭和62年に同社、代表取締役社長の職につかれ、現在に至っておりますが、この間、竹原地区交通安全協会常任理事及び会長、竹原商工会議所常議員、竹原市交通安全対策会議委員を歴任され、人格高潔にして教育文化及び学術に関し深い識見を有されており、教育委員会委員として適任であると考えます。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） 1号議案と同じ理由になります。識見とか、あるいはその能力とかいうことではなくて、やはりみずから希望をされて選任、教育委員としての再任に恐らくそれを望まれたんでしょう。であるならば、やはりみずからの意思でもって市民の代表である議会の前で、議会において意見表明するぐらいの決意と覚悟は私は必要とされておると。したがって、それが無い以上、これは反対せざるを得ないと、こういうことあります。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第7

議長（脇本茂紀君） 日程第7、議案第3号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第3号竹原市公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて、提案の理由を御説明申し上げます。

本案は、竹原市公平委員会委員のうち宮本正直委員が平成23年1月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として、平総一郎氏を選任いたしたいと考え、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

公平委員は、3名の委員により構成され、職員の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、必要な措置をとること等を主な任務としております。

平氏は、昭和55年、アトム株式会社に入社され、同社並びにグループ会社において、経営者として代表取締役を歴任され、地方自治発展への理解と、人事、行政等に深い識見を有されており、公平委員会委員として適任であると考えているものであります。

何とぞ御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） 総務課長でも総務部長でもよろしいんですけども、公平委員さんに求められる、必要とされるといいますかね、それは一体何なのか。そしてまた、どうもこうした各選任同意案、その選考過程といえますかね、選考基準も明確ではありませんし、選考過程も全くわからない。それで、この公平委員の選任につきまして、例えば検討をされたのはこの平さんだけなのか、それとも他の候補の中から平さんに決定したと、こういうことなのか、そこら辺について2点ほどお伺いさせていただきます。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） まず、公平委員の任務といえますか、仕事の内容でございますけども、先ほど

（7番宮原忠行君「一番求められとる資質は何なのかということ」と呼ぶ）

総務課長（桶本哲也君） はい、失礼いたします。公平委員さんに

（7番宮原忠行君「例えば、政治的中立性とか、いろいろあるが」と呼ぶ）

議長（脇本茂紀君） ちょっと待って。答弁の途中を遮らないで。

（7番宮原忠行君「いやいや、資質を問うとんじゃから、はぐらかしちゃいかん」と呼ぶ）

総務課長（桶本哲也君） 公平委員会の職務といたしますか、公平委員さんの職務といたしますか、職員の勤務条件に関する措置の要求、あるいは職員に対する不利益処分等について要求があった場合に審査を行い、また、その必要な措置をとるということでございますので、そういった公平な立場からそういったことが判断できる、平さんにつきましては、そういった経営者というようなお立場から、そういった労働者の勤務条件、労働条件等について非常に高い識見を有されておりますので、そういった観点から判断していただけるといようなことから選任をさせていただいているものでございます。

それから、選任に当たりましては、広くそういった経営的な立場からそういった御判断できる方を候補として上げまして選任をさせていただいております。数名の方の選任をさせていただいた中から平さんをお願いをしたということでございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） 数名とかいうね、そういう話ならばちょっと納得しがたいですよ。具体的に上げられて、例えばそれは2人なのか3人なのか5人かわかりませんよ。そのところをはっきり答弁してください。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 総務課長答弁のとおり、企業経営の立場から御判断いただけるという観点から候補者をリストアップいたしました。何名であるとか実名というものはちょっと控えさせていただきたいと思いますが、その中から選考させていただきました。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） あのね、もともと結論があったんじゃないですか。

それで、最後の質問をさせていただきます。じゃ、公平委員に政治的中立性は必要がありますか、ありませんか。あるかないかだけで結構です。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 公平委員会の制度上、職員の利益、保護、公正な人事権の行使ということの観点からすれば中立性は求められるものであるというふうに考えております。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） 私はですね、前回もそうだったですけども、総務部長が教育委員

会のほうへ振られたときもあえて追求はしなかった。結論ありきなんですよ。結論ありき。

私は決してこの方が政治的中立性が担保されておるとは思いませんよ、私はね。そうでしょう。単なる追認をするだけの翼賛議会であっては私は断じていけないと思う。単なる追認機関に終わる議会であっていいはずがありません。

また、そこまで立派な方であるならば私も存じ上げておる話ですから、やはり私は議会に対しても市長と連帯をして責任を負うということならば、やはりこの議場においてその決意と覚悟のほどぐらひは表明をしていただいて、その上で満場一致で同意をされるという道を探られるべきであると、このように考えておるわけであります。

したがいまして、この件につきましても、私は教育委員の選任同意に対する反対の意見表明と同様、反対をせざるを得ません。

以上です。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり同意されました。

日程第8

議長（脇本茂紀君） 日程第8、議案第4号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第4号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち安岐憲治委員が、平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として西中重則氏を推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める

ものであります。

西中氏は、地元自治会、消防団を初め、竹原警察署管内における少年補導協助手員、安全推進員、防犯組合理事として御活躍され、長年住民の安全安心のため熱意を持って活躍されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えられるものであります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） ちょっと教えていただきたいですね。今までののは同意ですよ。この議会の意見ということが全く不勉強でわかりませんので、御教示いただきたいと思いません。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） 人権擁護委員の方の推薦でございますけども、これは市長が法務大臣に対しまして推薦をするという取り決めになっております。その際に市議会の意見をお伺いして人権擁護委員の候補者を推薦するという、そういった法律の定めでございますので、御意見をいただけるのであればということで議会のほうに上程をさせていただいているというものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） どう言うんですかね、その意見というのは例えばどういう形になるんか。意見なんでしょう。それで、なぜ、じゃ、例えば本来なら市長も市民の代表ですからね、私もよくわかりませんから暴論かもわかりませんから、教えていただきたいんです。なぜ議会の意見を求める仕組みになっておるのか。もうその仕組みがあるから、法律でそう決まってるから出されておるわけでしょうから。あえて二元代表制であるところの片方の市長が、ある意味で言や、車の両輪を成す市長がなぜ議会の意見を聞く仕組みになっておるのか、その理由なり根拠というのをお教えいただきたいと、こういうことでございますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 総務部長。

総務部長（今榮敏彦君） 人権擁護委員法の6条の規定により意見を求めるという明文規定のもとにこの案件があるということでございますが、その国、いわゆる最終的には人権擁護委員は法務大臣が委嘱するわけでございますが、その法務大臣が委嘱するに当たりこの人権擁護委員法の規定に基づき市町村の議会の意見を聞くという規定でございます。手

続として、議会に意見をお諮りするということが議会に議決を求めるということをもって最終的に国への推薦という形式をとっておるとというのが今のそれぞれ地方公共団体で取り扱っている実情というものでございまして、そのように御理解いただきたいと思います。

議長（脇本茂紀君） 7番。

7番（宮原忠行君） あのね、じゃから、そういう仕組みになっておることはわかっておるんですよ。何度も言うように、二元代表制である市長もまた市民の代表でありますから、市長の推薦だけに限らず議会の意見を求めるということは、やはり人権に関しましてはとりわけいろいろな考え方といいますかね、歴史的にもいろいろとそれぞれの国の成り立ちとかいう形の中で人権に対する認識であるとか、あるいはその制度も違っておるわけですね。

それで、私は基本的に、市長はある意味それが例えば複数の候補者の中から市民の選任を得て市長としての権限の行使というものを負託されると、一方において議会というのは多様な、市長だけでは酌み取れない人権に関するさまざまな多様な考え方なり認識なり、そうしたものを十分に、どういいますかね、反映するいいいますかね、それをさらに議論をして議会の中で議論をして、その中でコンセンサスを得ていく中での議会の意見をまとめていただいて、そして、その上において市長がその議会コンセンサスを得た意見を持って、法務大臣なんでしょうけれども、そこへ推薦すると、こういうことなんだろうと思うんですよ。もし私の理解が正しいとするならば、それを判断するこれまた材料がないわけですよ、材料がね。

ですから、今の行政委員会、例えばこうした人権擁護委員制度についても戦後の民主的改革の中でつくられた制度が果たして今日段階、その所期の目的をよく達しているんだろうかと、こういう疑問も私にもありますし、また、それを持っておられる市民の方も大勢いますよ。今市民が求めておるのは単なる名誉職としての人権擁護委員ではないと思います。教育荒廃の問題もあるでしょう、そうした子供の荒れとか、さまざまな形の中での人権擁護委員、私はこれから役割は高まることはあっても低下することはないと思いますよ。であればこそ、やはりしっかりと議会のほうが議論できる、そして、その多様な意見の中でこの人がいいねと、そうだというコンセンサスを得る機会というものが全く保障されていないわけですよ。私は、こう考えざるを得んわけです。基本的にみずからが責任を負えないことに対して市民から負託された権利というのはやはり行使すべきでない、私はこういうふう考えておるわけでありまして。

理事者側において答弁があればですけども、あえて答弁は私のほうからは求めません。もしあれば構いません。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 7番議員におかれては、いろいろ御意見、貴重な御意見をいただきました。まことにありがとうございます。

1号議案から本件についての件については、選任、あるいは選考のあり方等について大変今までの現場の状況も把握する中でいろんな多方面から御意見をいただいたところでございます。

我々としては、こういった議案等については、一定には法的な基本的な考え方はございますが、根幹の議員各位に適切な御判断をいただくためには候補者の経歴等の資料の提示だけではなく、担当常任委員会において選考に係る説明など十分に行うなど、今後公平性、公明性といったことについて適切に対応してまいりたいというように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） 12番。

12番（吉田 基君） この人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めるという、今までの過去の人事案件、私もずっと理事者側の御苦心というものに対しては一定の理解はしております。

それで、ずっと聞いていたんですけど、ちょっとほかの考え方もあると私は思うんですね。確かに宮原議員の質問の問題については、私はある意味で考えざるを得ないということもあるんですが、理事者と議会というものは執行権とか、そういうものと、例えば教育委員でも実際にこの議案として我々のところに事前に出てくるわけですね。また、担当委員会で一応事前に協議されるというふうな過程を、プロセスを経て、委員会主義じゃないですからね、委員会で採決をとっていませんから、本会議主義ということで、この一時即決というふうな状態の竹原市議会なんですね。

だから、副市長が今、宮原議員の質問に対して、これ全部こういうことが質疑でいいのかどうかいうのも、議長問題があるけど、ずっと同じ趣旨なんですよ。もっともっとよく説明しなさいと。ほじゃ我々にはそういうふうなことも確かにあろうと一方ではあるんですよ。一方ではあるが、私たちも調査をしていかなきゃいかんわけですね。いわゆるこの提案された人事案件が妥当な方であろうということについて問われるわけですから、議会に意見を求めたり議決を求めたりとすることは。

ただ、現実はどうなんかいいうね、自分の経験の中で民生委員の推薦委員をやったことがあるんですよ。どなたもなってくれないんですよ。1カ月ぐらいかかりました。議会選出の、私もちょっと民生委員会に対して物を言いたい民生委員のことがあったから、ちょうどそういうことに入っていった経緯があるんです。それはさておいて、いわゆる行政委員会に、先ほど出ましたよ、京都の選管の問題、また、名古屋の議会のリコールの問題があったですね。行政委員会に対する大きな市民とか世論というものの問題点の指摘いうのも、ただ我々に与えられた権能というものの筋道いうものを決して今の現状が私はいいとは思っていませんよ。現状はいいとは思っていませんが、そういうことが可能なんかどうかということですね。よくよく安易にそうですかそうですか言うたら、理事者側も今度そのことを問われてきますよ。

私が言いたいのは、この人事案件というのは、例えば議会でもそうでしょう、市議会議員でも、だんだん世の中が平和で安泰でずっと、任せときゃ何とかなるわと、これが多分に私は今日の無関心という、こういう状態ができておるといって根が深いもんだと思うんですね。

だから私は、言いかえればね、理事者もそういうところは我々も信頼していくわけですからね、今出た方々何人かは知っていますよ。教育委員の梅田さんについても、まあ極端な個性の強い人とか、そういう方であれば、これは問題として言う場合があるかも知りませんよ。ただ、そういう経緯の中でこれからもずっと人事やっていかなきゃいかんのでしょう。

きょうでも、これ何年かごとにずっといろんな、そこはやっぱり一遍整理してどういう、そういう形をつくっていくのか。多分、現場でこういう人事案件を出す場合、相当な苦勞をして依頼しているはずですよ。私の知っているところは。あなた方はそんなことは言われませんよ、仕事ですから。

だから、理想と現実のギャップいうものを、何人かの新しく議会に来られた議員の皆さんもおられると思うんです。私はそういう現実の問題いうものをちょっと置いとって、お互い理想論というんかね、建前だけ言うのが、そこが問題だというふうに私は言いたいですね。

だから、本当に人事でそういうふうなものを上げてくる以上、そういうふうにしていけるんかどうか。これは僕は、議長申しわけない、これ人権擁護委員のあれで上がって、それで、ずっとこの方の問題を言っているんじゃないんですよ。どこまでが限界であるか、

どこまでが議会の権能であるか、そこらあたりを整理してきちっとやっていくことのほうが私は今問われているんじゃないか思うんですよ。今、宮原議員が何度も何度も同じ趣旨で質問したからね、1回2回、いろいろ思いがあるから言いたいいうのはわかりますよ。これずっとやられたら、それじゃ、この人事をやっていくことについて大きな問題があるということになりかねんと思うんですね。信頼と信頼のベースいうものを構築してくりゃ、よりよい方を推薦していただき、我々もそれに応じて問題があるとするなら、自分で調査せにゃいかん、僕はこう思うんですよ。そして、問題があったら堂々と反論すればいいわけで。

だから、そこらあたりを理事者がどのようにとらえて今後も人事のそういう議場、議案として提案してくるのか、そこを整理した答弁をお願いしときたいと思うんです。

議長（脇本茂紀君） 副市長。

副市長（三好晶伸君） 議員言われるとおり、理事者側と議会においては大きな信頼関係に基づいて物事を進めていかななくてはならない。そういった意味で、先ほど私が御答弁申し上げましたのは、基本的にこの議会の場というのは市民の意見を広く反映するという観点で私は申し上げました。

基本的には、ルールについては条例、法令に基づいた進め方、人事案件については市長が選考したものを議会に同意を求めるということについてはこれまでどおり変わりはありませんので、その点よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） いずれにいたしましても、例えば地方議員、とりわけ市会議員に国政選挙並みの調査権があり、また、現実に例えば何人の中からこういうふうにして選考されましたということの説明があるならば私は100点満点とは言いますけれども、判断のしようがあるわけでありましてけれども、現時点において判断のしようがないわけでありまして。したがって、反対であります。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。御異議がありますので、これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

日程第9

議長（脇本茂紀君） 日程第9、議案第5号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

〔事務局職員朗読〕

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第5号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本案は、竹原市の区域から選出されております人権擁護委員のうち森川愛子委員が、平成23年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を引き続き推薦いたしたいと考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

森川氏は、平成17年4月から竹原市男女共同参画推進協議会委員を務められるとともに、朗読グループ「しおさい」において視覚障害者のための録音図書の制作、公民館での3B体操の指導など、常に温かい人間性を基調とした深い理解と愛情をもって、ひたすら住民の福祉の向上のため熱意を持って活躍されており、地域社会の実情に通じ、住民の信望も厚く、人権擁護委員として適任であると考えます。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。4番。

4番（山村道信君） 議会初めてなもので、いろいろ聞かさせていただきました、私なりにちょっと伺いたいことをここで質問させていただきます。

今先ほどより4件の人事異動、あるいは後任、あるいは新任ということに取り組んでまいりました。そして、私も議員の一人として、この方々を選任された皆様の御苦勞を信じて承認させていただきました。特に教育委員会委員に関しては、非常に毎年毎年、例えば竹原中学校にしてもどこにしてもそうなんです、荒れ方が違うんですね。というのが、ことしはいいけども、ことしは悪い、何が原因なのかということなんです。ただ、これは教育委員の問題なんでしょうかということ、あるいはどこに問題があるかということ、これをもう少し切り下げていかなくはないんじゃないかと、こう思います。

なかなか、子供が悪いのかと、恐らく子供が悪いのではないと思うんですね。やはりその子供をしつける親が悪いんじゃないかと。じゃ、親を教育しろと言ったとき、これは無理なことなんですね。だったらどういうふうにするか、子供から親を教育するしかないですね。

だから、そういうふうな観点に立って、やはりそういうふうな、これも一つのアイデアなんですけども、そういうふうなお話し合い、どうすべきかということをしっかり教育委員会のほうでやっていただきたいし、ましてや

(14番小坂智徳君「議事進行」と呼ぶ)

議長(脇本茂紀君) 14番。

14番(小坂智徳君) 初めての議会で初めての質問で戸惑っておられると思うんですが、今のお話の中はもう済んだ事案でございまして、この議案第5号につきまして端的に質問展開をしていただくように御指導をお願いしたいと思います。

議長(脇本茂紀君) ただいま14番議員から指摘がありましたように、今提出されている議案について質疑を行うようお願いをいたします。4番。

4番(山村道信君) 了解いたしました。この4つの議案が終わったら、恐らくこの議案からすべて質疑できないと思ひまして、トータル的に今話させていただいております。

要は、ここで選任された委員、役員の方が本当にいい仕事をさせていただくということを期待しまして、私はここに出された皆様の意見、あるいは同意を賛成したいと思います。

以上です。

議長(脇本茂紀君) ちょっと待ってください。質疑ですから、理事者側に質問をしていただかないといけないわけで、その質問の趣旨を述べてください。

4番(山村道信君) じゃ、質問の趣旨を申し上げます。

やはり疑問になるのは、どういうふうな形で選考されていっているのかということなんですね。ただ単にこの人が選任だから、この人は継続だからという簡単なものじゃないだろうというふうに思っております。

そしてまた、一つ一つの委員に対して、それに対する見解を持っておられると思いますので、そういったところを、もしここでこの推薦がなされる場合、あるいは同意をされる場合、あるいは意見を問われる場合、そういった人たちの考え方いうのをどの程度までお聞きされているのかということを知りたいと思います。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 総務課長。

総務課長（桶本哲也君） こういった非常勤特別職等の候補者の方を選任する場合の基本的な考え方はという御質問かと思えます。

こういった候補者の方を選任する場合につきましては、それぞれの職の性質というものを勘案いたしまして、候補者となる人材の選任を行っております。

具体的には、その候補者の方の所属でありますとか、活動の内容、あるいは職歴ですとか、また、所属される団体がおありでしたら、そういったことの活動の履歴、またあるいは、職によっては住んでおられるところなども総合的に判断いたしまして候補者を選任いたしているところでございます。

以上でございます。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。7番。

7番（宮原忠行君） 今までの展開させていただいた論理に従えば、当然反対ということですので、その意見の表明をさせていただきます。

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。御異議がありますので、これより起立により採決いたします。本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（脇本茂紀君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10

議長（脇本茂紀君） 日程第10、議案第6号平成22年度竹原市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

事務局職員から議案を朗読させます。

[事務局職員朗読]

議長（脇本茂紀君） 市長から提案理由の説明を求めます。

市長（小坂政司君） 議案第6号平成22年度竹原市一般会計補正予算（第5号）について、その概要を御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、依然として厳しい市内の経済雇用情勢を踏まえ、国の

平成22年度補正予算に盛り込まれたきめ細やかな交付金及び住民生活に光を注ぐ交付金を活用した市内企業、事業所に発注可能な緊急性の高いきめ細かなインフラ整備事業や弱者対策、自立支援に関連した事業などに要する経費を計上しているものであります。

まず歳出であります。総務費においては、基金管理に要する経費として、平成23年度及び平成24年度に実施する生徒指導推進事業における教育支援員等の雇用配置に活用するための地域振興基金積立金504万3,000円を追加計上しております。

民生費においては、保育所施設管理に要する経費として修繕料347万円を追加計上しております。

土木費においては、バンブー体育施設管理に要する経費として施設用備品購入費150万円、駐輪場維持管理に要する経費として、竹原駅西駐輪場整備に係る工事請負費300万円、住宅管理に要する経費として修繕料1,700万円、合わせて2,150万円を追加計上しております。

教育費においては、小学校施設維持管理に要する経費として竹原西小学校プール改修に係る工事請負費など690万3,000円、小学校教材整備に要する経費として、図書購入費846万6,000円、小・中学校施設維持管理に要する経費として、吉名中学校体育館屋根防水に係る工事請負費など1,424万5,000円、中学校教材整備に要する経費として武道用備品購入費203万7,000円、美術館施設保守管理に要する経費として、トイレ洋式化のための修繕料64万円、合わせて3,229万1,000円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る特定財源として国庫支出金4,265万8,000円を追加計上するとともに、一般財源として前年度繰越金2,364万6,000円を追加計上し、収支の均衡をとっております。

以上により、歳入歳出それぞれ6,630万4,000円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ121億3,325万1,000円となるものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。

このたびの補正予算として計上している事業のうち、今年度中に完了が見込まれない5事業について、翌年度に繰り越して使用することができるよう繰り越すものであります。

また災害復旧費においては、農林水産施設災害復旧事業について近隣で林道整備工事を行う広島県との調整に不測の日数が生じたため繰り越すものであります。

何とぞ慎重に御審議いただいた上、適切な御決定をお願い申し上げます。

議長（脇本茂紀君） これより質疑に入ります。14番。

14番（小坂智徳君） 美術館のトイレの64万円につきまして御質問をしたいと思いません。

現在、合同ビルの中にある美術館、2階に位置しておろうと思います。1、2階にあるトイレをするのか。私の記憶の中では1階部分をされるのではないか、このような解釈をしておるわけでございます。それがまず1点。

そして2点目には、いわゆる合同ビルでございますので、商工会議所、あるいは竹原市、あるいは県、共有部分があろうと思います。そういったとき、このトイレの扱い、あるいは竹原市全体の合同ビルにおける共有の面積、あるいは1年間の維持負担金、こういったものは幾らになっているのか、この点についてお尋ねをしたい。

そして、去年は市長、あるいは関係課のほうがいろいろと御配慮されまして、美術館におきましてはアンパンマン、あるいは特別展、そういったことで利用者のほうも去年は私はアップをした、このような見方をしておるわけでございますが、ここ3年間の動向、利用者数の動向、こういったこともあわせて御答弁をいただきたいと思いません。

そして最後には、いわゆる60万円余りのこのトイレのグレード、いわゆる車に例えますとスタンダードかデラックスか、グレードがどういったものか。私は個人的にはこういったトイレといったものは竹原市の文化向上のため、あるいは美術館に来られる皆さん方のためには、60万円だけではなく、まだむしろグレードの高いこういったトイレの施設、こういったことも一考をされたのか、これもあわせてお願いをしたいと思いません。

以上です。

議長（脇本茂紀君） 文化生涯学習室長。

文化生涯学習室長（西口広崇君） トイレの改修なんですけど、1階の事務所横のトイレを改修するという形でございます。共有部分ではございますが、本来的に1階と2階の部分は竹原市が占有しているという形で、エレベーターホールと階段の部分というのが共有という形でございます。

それと、入り込み、入館者の件ではございますが、今21年度の部分が1万7,683人という形で、平成22年度におきましては、1月25日現在ではございますが、1万7,196人という形で、これから3月までまだ期間がありますので、入館者は2,000人ほど多くなるというふうには考えております。

このたび、夏休み期間中に特別展としてアンパンマンという形で開催させていただきま

した。数多くの来客者がおられまして、その期間中に7,384名という形で大幅な増という形になりましたので、その間、来客者の方から利用に関してトイレの件、苦情というかですね、そういう形で出てきましたので、今回早目にトイレの改修をさせていただきたいというふうに考えております。

それと、トイレの64万円という部分なんですけど、今和式のトイレでスペースが狭い部分がありますので、洋式のトイレに変更する場合にスペースが狭いという形で、そこらの改修という形もありますので、64万円という金額になっておりますので、よろしく願いいたします。

（「グレードは」と呼ぶ者あり）

議長（脇本茂紀君） グレードはどの程度か。

文化生涯学習室長（西口広崇君） グレードは普通いう形で考えておりますので、よろしく願いいたします。

（14番小坂智徳君「何平米の、財政のほうかどうか、1年の負担金、共有部分の、参考に」と呼ぶ）

文化生涯学習室長（西口広崇君） 負担金の部分ですが、金額的な部分ちょっと資料がありませんので、申しわけございません。

それと面積ではないんですけど、共有部分についての割合なんですけど、県のほうが64.9%、市は20.47%、商工会議所は14.63%という形で案分しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（脇本茂紀君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（脇本茂紀君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって今期臨時会に付議された案件はすべて議了いたしました。よって平成23年第1回竹原市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時32分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員